

都市再生緊急整備地域について

1 根拠法令

都市再生特別措置法

2 概要

- ・都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、国が政令で指定（法第2条第3項）
- ・都市再生基本方針の基準に合致すると認められる場合は、地方公共団体から地域指定の申出をすることができる。（法第5条第1項）

（都市再生基本方針の基準）

- ・都市開発事業等の早期実施が見込まれることに加え、気運の存在が認められる地域
 - ・都市再生の拠点となる的確な土地利用の転換が将来見込まれる地域
- ・地域指定においては、都市開発事業等に関する支援措置が講じられており、民間投資の促進につながる。

3 地域指定の状況（平成29年4月1日時点）

全国 59 地域 8,263ha、愛知県内 3 地域 570ha（全て名古屋市）

4 主な支援措置

- ・都市計画の特例（用途、容積率等の緩和）
- ・一定規模以上の民間都市開発事業に対する税制支援、金融支援
- ・都市安全確保促進事業に係る取組への財政支援等